

新型コロナウイルス感染症対策

支援制度のお知らせ 第2弾

2020年7月3日 豊岡市新型コロナウイルス感染症対策本部発行（第4号）

※この支援制度は7月1日現在のものです。申請等の詳細については市のホームページでご確認いただくか、各問合せ先へご相談ください。

市役所 ☎ 23-1111（代表番号）
FAX 24-2575

市民のみなさまへの支援制度

★：新規制度

給付 (もらえる)	全ての市民の方へ1人10万円を給付	⇒	①特別定額給付金	P 2
	★ 低所得又は収入が減ったひとり親世帯または小中学生を養育する世帯へ5万円を給付	⇒	②ひとり親世帯臨時特別給付金 ③就学奨励費受給世帯臨時特別給付金	P 2
	感染して労務に服することができない	⇒	④傷病手当金	P 3
	住居を失った・失うおそれがある	⇒	⑤住居確保給付金	P 3
貸付 (かりる)	収入が減って家計の維持が難しい	⇒	⑥生活福祉資金特例貸付	P 3
軽減	★ 国民健康保険税を軽減してほしい	⇒	⑦国民健康保険税の減免	P 4
	★ 後期高齢者医療の保険料を軽減してほしい	⇒	⑧後期高齢者医療保険料の減免	P 4
	★ 介護保険料を軽減してほしい	⇒	⑨介護保険料の減免	P 4
	★ 芸術文化活動の再開支援(個人・団体)	⇒	⑩文化施設(ホール)使用料減免	P 4

事業者のみなさまへの支援制度

★：新規制度

給付 (もらえる)	売上が大きく減少した事業者	⇒	⑪持続化給付金	P 5
	★ 家賃支払いの負担が大きい事業者	⇒	⑫家賃支援給付金	P 5
	★ 地代・家賃の負担が大きい観光協会等	⇒	⑬観光協会等地代家賃支援事業	P 5
	創業して間もない事業者	⇒	⑭創業初期事業者支援給付金	P 5
	雪不足の影響も受けた神鍋地域の事業者	⇒	⑮神鍋地域事業継続支援給付金	P 5
	休業を行いながら雇用も維持する事業者	⇒	⑯雇用調整助成金	P 5
	国の雇用調整助成金を申請した事業者	⇒	⑰緊急雇用維持助成金	P 5
	子どもを持つ従業員がいる事業者	⇒	⑱小学校休業等対応助成金	P 6
	子どもの世話で契約の仕事ができなくなった個人事業者(フリーランス等)	⇒	⑲小学校休業等対応支援金	P 6
	★ 感染症の予防対策を講じた事業者	⇒	⑳新型コロナウイルス感染症予防力向上事業補助金 ㉑中小企業等事業再開への支援	P 6
	貸付 (かりる)	事業者への特別貸付	⇒	㉒特別貸付(日本政策金融公庫)
⇒			㉓兵庫県感染症対応資金	P 7
⇒			㉔豊岡市対策融資制度	P 7
農業者や漁業者への利子補給	⇒	㉕農業者・漁業者利子補給	P 7	
軽減	★ 固定資産税を軽減してほしい	⇒	㉖固定資産税の軽減措置	P 7

相談・その他

猶予 (支払延長)	上下水道料金の支払いが困難	⇒	① 上下水道料金の支払猶予	P 8
	市営住宅の家賃支払いが困難	⇒	② 市営住宅の入居・家賃の相談	P 8
	介護保険料の納付が困難	⇒	③ 介護保険料の徴収猶予の相談	P 8
	税金の支払いが困難	⇒	④ 納税の猶予の相談	P 8
その他	雇用調整助成金制度が難しい	⇒	⑤ 制度説明会・個別相談会	P 8

市民のみなさま

① 特別定額給付金 問合せ) 総務課 ☎ 21-9009 FAX 24-2575

- ・対象者：基準日(2020年4月27日)において、住民票のある人
 - ・給付額：1人当たり10万円
 - ・受給権者：世帯主
 - ・申請期限：2020年8月24日 当日消印有効
- 申請がお済でない方は、お早めに申請してください。

② ひとり親世帯臨時特別給付金 問合せ) 社会福祉課 ☎ 21-9038 FAX 24-4516

18歳の年度末に達するまでの児童(児童に中度以上の障害がある場合は20歳までの児童)を養育するひとり親世帯等のうち、次に該当する世帯が対象となります。※収入等の要件があります。

	対象者	支給額	申請方法及び支給時期
基本給付	㉞令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・1世帯5万円 ・第2子以降1人につき3万円 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請不要</div> 2020年8月14日 振込み
	㉟公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請が必要</div> 申請期間： 2020年7月13日 ～2021年2月26日
	㊱感染症の影響により、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方		
追加給付	基本給付対象者㉞または㉟に該当する方のうち、感染症の影響により、収入が大きく減少した方	1世帯5万円	

③ 就学援助費受給世帯等臨時特別給付金 問合せ) こども教育課 ☎ 23-1451 FAX 23-6577 社会福祉課 ☎ 21-9038 FAX 24-4516

18歳の年度末に達するまでの児童を養育する保護者で、次に該当する世帯が対象となります。
※所得の要件があります(ただし、「②ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象者を除く)。

	対象者	支給額	申請方法及び支給時期
基本給付	㉞5月31日時点における就学援助費の支給を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・1世帯5万円 ・18歳の年度末に達するまでの児童が2人以上いる世帯は2人目以降につき3万円 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請不要</div> 2020年8月14日 振込み ただし㉞については申請が必要です。 問合せ こども教育課
	㉟㉞のうち小中学生以外の児童がいる方		

基本給付	㊸平成30年中の所得が就学援助を受給している方と同じ水準の方(小中学生のいる世帯を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・1世帯5万円 ・18歳の年度末に達するまでの児童が2人以上いる世帯は2人目以降につき3万円 	申請が必要 申請期間： 2020年7月13日 ～2021年2月26日 問合せ 社会福祉課
	㊹感染症の影響により、収入が就学援助費を受給している方と同じ水準となっている方		
追加給付	基本給付対象者㊸㊹に該当する方のうち、感染症の影響により、収入が大きく減少した方	1世帯5万円	追加給付 ㊸に該当の方 問合せ こども教育課 ㊹に該当の方 問合せ 社会福祉課

④ 国民健康保険及び後期高齢者医療加入者への傷病手当金 問合せ) 市民課 ☎ 21-9061 FAX 24-0106

・対象者：感染療養のため労務に服することができない期間、給与の全部または一部を受けることができなくなった方

⑤ 住居確保給付金 問合せ) 社会福祉課 ☎ 24-7031 FAX 24-4516

- ・対象者：(1) 離職・廃業後2年以内の方
(2) 個人の責に帰すべき理由によらないで休業等により収入が減少し、離職等と同程度の方(雇用で就業されている方は、本人の責めによらないで勤務日数や就労時間が減少した方)
- ・支給要件：(1) 世帯の生計を主として維持している方
(2) 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
(3) 自立相談支援機関の支援を定期的に受けること
※そのほか収入や預貯金等に関する要件があります
- ・支給額(上限)：単身世帯 32,300円、2人世帯 39,000円、3～5人世帯 42,000円
6人世帯 45,000円、7人以上の世帯 50,400円
- ・支給期間：原則3か月(延長あり)
- ・支給方法：市から家主等に直接振り込みます

⑥ 生活福祉資金特例貸付 問合せ) 豊岡市社会福祉協議会 本所 ☎ 23-2573 FAX 24-4511

城崎支所 ☎ 32-4503 FAX 32-2940 竹野支所 ☎ 47-1423 FAX 47-1878 日高支所 ☎ 42-0100 FAX 42-4731
出石支所 ☎ 52-3024 FAX 52-5716 但東支所 ☎ 54-0181 FAX 54-0182

(1) 緊急小口資金

- ・対象者：休業等による収入の減少で、一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯
- ・貸付上限：10万円以内(要件に該当する場合20万円以内)
- ※下記の機関でも対応を行っています。
豊岡郵便局 ☎ 0570-943-254 (申込受付可能)
近畿労働金庫 お客様センター ☎ 0120-191-968 (申込書類受取のみ)

(2) 総合支援資金(生活支援費)

- ・対象者：収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ・貸付上限：2人以上世帯：月額20万円以内 単身：月額15万円以内
- ・貸付期間：原則3か月内
- ※詳細は、豊岡市社会福祉協議会のホームページでご覧になれます。

⑦ 国民健康保険税の減免 問合せ) 税務課 ☎ 21-9045 FAX 23-1441

- ・対象者：(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次のアからウのすべてに該当する世帯
 - ア 2020年の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、2019年に比べて3割以上減少する見込みであること。
 - イ 2019年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少が見込まれる種類の所得以外の2019年の所得の合計額が400万円以下であること。
- ・減免額：(1)の方 保険税の全額を免除
- (2)の方 保険税の全額または一部を減額
- ・減免の対象となる保険税：2020年2月1日～2021年3月31日に納期限が設定されている保険税（資格取得日から14日以内に届出を行わなかったために、2020年2月1日以降に納期限が定められている保険税額は除く。）
- ・申請期限：2021年3月31日

⑧ 後期高齢者医療保険料の減免 問合せ) 市民課 ☎ 21-9061 FAX 24-0106

- ・対象者：(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った被保険者の方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が⑦国民健康保険税の減免の対象者(2)のア、イ、ウのすべてに該当する被保険者の方
- ・減免額：(1)の方 保険料の全額を免除
- (2)の方 保険料の全額または一部を減額
- ・減免の対象となる保険料：2020年2月1日～2021年3月31日に納期限が設定されている保険料
- ・申請期限：2021年3月31日

⑨ 介護保険料の減免 問合せ) 高年介護課 保険給付係 ☎ 24-2401 FAX 29-3144

- ・対象者：(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が⑦国民健康保険税の減免の対象者(2)のア及びウに該当する第1号被保険者の方
- ・減免額：(1)の方 保険料の全額を免除
- (2)の方 保険料の全額または一部を減額
- ・減免の対象となる保険料：2020年2月1日～2021年3月31日に納期限が設定されている保険料
- ・申請期限：2021年3月31日

⑩ 文化施設(ホール)使用料減免 問合せ) 城崎国際アートセンター ☎ 32-3888 FAX 32-3898
豊岡市民プラザ ☎ 24-3000 FAX 24-3004
出石永楽館 ☎ 52-5300 FAX 52-5300
豊岡市民会館 ☎ 23-0255 FAX 24-0952
日高文化体育館 ☎ 42-2505 FAX 42-2505

舞台芸術（音楽・演劇・バレエ・舞踏・パフォーマンス等）の公演及びそれに伴う練習にかかる施設使用料の1/2を減免

- ・対象期間：2020年7月1日～12月31日
- ・減免の範囲：ホールの施設使用料に限る。（付属設備や冷暖房費は対象外）

事業者のみなさま

- 1 持続化給付金（国制度） 問合せ）持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570
環境経済課 ☎ 23-4480 FAX 22-3872

〔上限 法人 200万円・個人事業主 100万円〕

- ・対象者：2020年1月～12月のうちいずれか1か月の売上が、前年同月に比べ50%以上減少
※新規に開業された方に対する特例などがあります

- 2 家賃支援給付金（国制度） 問合せ）近畿経済産業局中小企業課 ☎ 06-6966-6024 FAX 06-6966-6083
環境経済課 ☎ 23-4480 FAX 22-3872

〔上限 法人 50万円/月・個人事業主 25万円/月〕

- ・対象者：2020年5月～12月において、以下のいずれかに該当する者
 - (1) いずれか1か月の売上が、前年同月に比べて50%以上減少
 - (2) 連続する3か月の売上が、前年同期に比べて30%以上減少
- ・給付額：直近の月額家賃の6か月分
- ・給付率：2/3、給付上限額（月額）法人 50万円、個人 25万円
※複数店舗を所有する場合の給付上限額（月額） 法人 100万円、個人 50万円

- 3 観光協会等地元家賃支援事業 問合せ）大交流課 ☎ 21-9016 FAX 22-3872

- ・対象者：観光協会等（国制度対象者を除く）
- ・支給額：国の「家賃支援給付金」と同様

- 4 創業初期事業者支援給付金（市制度） 問合せ）環境経済課 ☎ 23-4480 FAX 22-3872

〔定額 30万円〕

- ・対象者：次のすべてに該当
 - (1) 2019年5月～2020年6月に市内で創業された個人事業主・法人で、100万円以上の初期投資等を行っている方
 - (2) 国の持続化給付金の対象にならない方

- 5 神鍋地域事業継続支援給付金（市制度） 問合せ）日高振興局地域振興課 ☎ 21-9056 FAX 42-1120

〔定額 30万円〕

- ・対象者：次のすべてに該当
 - (1) 神鍋地域（太田、名色、万場、栗栖野、山田、万劫、稲葉、水口、東河内）に事業所がある事業者
 - (2) スキー客減少で2019年12月～2020年3月のうちいずれか1か月の売上が前年同月比30%以上減少
 - (3) コロナの影響により2020年1月～12月のうちいずれか1か月の売上が前年同月に比べ50%以上減少

- 6 雇用調整助成金（国制度）※特例措置 問合せ）ハローワーク豊岡 ☎ 23-3101 FAX 24-4881

- ・対象者：事業活動の縮小を余儀なくされ休業を実施した事業主
- ・対象経費：従業員の雇用を維持するための休業手当等
- ・助成額：上限15,000円/日
- ・対象期間：2020年4月1日～9月30日

- 7 緊急雇用維持助成金（市制度） 問合せ）環境経済課 ☎ 23-4480 FAX 22-3872

〔上限 100万円/社〕

- ・対象者：国の雇用調整助成金を申請された事業主
- ・対象期間：2020年4月1日～6月30日で実施される休業
- ・支給額：雇用調整助成金申請額に対して、最大で1/10相当額

8 小学校休業等対応助成金（国制度）

問合せ）学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999

- ・対象者：学校の休校により、子どもの世話が必要となった保護者である労働者に、年次有給休暇とは別に特別の有給休暇を与える企業
- ・支給額：特別の有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額
2020年2月27日～3月31日の休暇分：上限1人当たり1日8,330円
2020年4月1日～9月30日の休暇分：上限1人当たり1日15,000円

9 小学校休業等対応支援金（国制度）

問合せ）学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999

- ・対象者：学校の休校により、子どもの世話が必要となり、契約した仕事ができなかった個人で仕事をする保護者
- ・支給額：以下の期間において就業できなかった日について
2020年2月27日～3月31日：1日当たり4,100円(定額)
2020年4月1日～9月30日：1日当たり7,500円(定額)

10 新型コロナウイルス感染症予防力向上事業補助金（市制度）

問合せ）飲食事業者：環境経済課 ☎ 23-4480 FAX 22-3872

宿泊事業者：大交流課 ☎ 21-9016 FAX 22-3872 その他事業者：生活環境課 ☎ 23-5304 FAX 23-0915

- ・補助額：上限 5万円/事業所
※ 消耗品に要する経費は、10,000円を上限とし、感染予防対策機器の1/4以内
- ・対象経費：感染予防のための機器・備品等導入に要する経費
(例) パーティション、アクリル板、非接触型検温器、自動手指消毒器、噴霧器など
- ・対象事業所：接客の際に感染予防策を講じる市内の事業所および障害福祉通所事業所

11 中小企業等事業再開への支援（県制度） 問合せ）兵庫県中小事業再開支援金事務局 ☎ 078-362-9280

- ・補助額 下記の補助額以上購入すれば対象になります。

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	200千円	100千円
複数事業所企業	400千円	200千円

- ・対象経費：感染拡大を予防するために必要な経費
(例) 衛生管理用品、飛沫防止対策、換気設備、掲示・告知設備等
- ・対象事業所：県内に事業所を置く中小法人、個人事業主
※ 本制度では医療・福祉及び宿泊業は対象外（別に補助制度あり）
- ・対象期間：2020年4月7日～9月30日

12 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫） 問合せ）日本政策金融公庫豊岡支店 ☎ 22-4327

- ・対象者：次のどちらかに該当
(1) 直近1か月の売上が前年又は前々年同月と比較し5%以上減少している事業者
(2) 業歴3～12か月の場合等で、直近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している事業者
⑦直近3か月平均売上額 ⑧2019年12月の売上額 ⑨2019年10～12月の平均売上額
- ・貸付期間：(1) 設備資金 20年以内 } 元金据置 5年以内
(2) 運転資金 15年以内 }
- ・利率：(1) 中小企業 1.11% (借入当初から3年間は0.21%)
(2) 個人事業主 1.36% (借入当初から3年間は0.46%)
※ 売上が一定額減少した場合、借入後当初3年間は実質無利子
- ・担保：無担保

13 新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度）

問合せ）兵庫県産業労働部地域金融室 ☎ 078-362-3321 FAX 078-362-9028

- ・対象者：セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主
- ・貸付期間：10年以内（据置5年以内）
- ・利率：0.7% ※売上が一定額減少した場合、借入後当初3年間は実質無利子
- ・担保：信用保証料が必要（通常0.85%又は1.05%）
※売上が一定額減少した場合、保証料の全額又は1/2減免

14 豊岡市新型コロナウイルス対策融資制度（市制度） 問合せ）環境経済課 ☎ 23-4480 FAX 22-3872

- ・対象者：セーフティネット4号又は危機関連保証の認定を受けた市内事業者
- ・貸付期間：10年以内（据置1年以内）
- ・利率：0.7%（借入後当初3年間全額利子補給）
- ・担保：信用保証料が必要（通常0.8%又は0.9%）

15 農業者・漁業者に対する資金への利子補給

問合せ）農林水産課 ☎ 23-1127 FAX 24-7801

(1) 美しい村づくり資金（農業者）

資金使途：運転資金
限度額：個人1,000万円、法人2,000万円
受付期限：2020年度末
貸付利率：当初3年間無利子（以降0.2%）
※利子補給後
据置期間：2年以内
償還期間：7年以内
担保・保証人：兵庫県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

(2) 豊かな海づくり資金（漁業者）

資金使途：運転資金
限度額：個人1,000万円、法人2,000万円
受付期限：2020年度末
貸付利率：当初3年間無利子（以降0.02%）
※利子補給後
据置期間：2年以内
償還期間：7年以内
担保・保証人：全国漁業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

16 固定資産税の軽減措置 問合せ）税務課 ☎ 21-9046 FAX 23-1441

(1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

事業収入の減少幅に応じ、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減

- 軽減内容【令和3年度課税分に限定】

2020年2月～10月のうち、任意の連続した3か月間の売上高等の対前年同期比減少率	軽減内容
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

※事前に認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・税理士等）の認定を受け、2021年1月4日～2月1日に税務課へ申告が必要です。

(2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- ・特例 3年間 対象固定資産税がゼロ
 - ・適用対象の拡充（事業用家屋と構築物を対象に追加）
 - ・適用期限が2年延長（2023年3月末まで）
- ※特例の適用にあたっては、設備等を取得する前に、市から先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。先端設備等導入計画の認定申請については、環境経済課（☎ 23-4480 FAX 22-3872）へお問合せください。

相談

- ① **上下水道料金の支払猶予** 問合せ) 豊岡市水道お客さまセンター ☎ 22-5378 FAX 22-5466
・対象者：離職や収入の減少、事業活動の縮小等、一時的に上下水道料金の支払いが困難な方
- ② **市営住宅の入居・家賃の相談** 問合せ) 建築住宅課 ☎ 21-9018 FAX 23-4444
・対象者
入居：解雇・雇止め等により社員寮等住居の退去を余儀なくされお困りの方
支払：現在、市営住宅にお住まいの方
- ③ **介護保険料の徴収猶予の相談** 問合せ) 高年介護課 ☎ 24-2401 FAX 29-3144
・対象者：生計維持者が死亡、長期入院、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した方
・猶予期間：最長1年間
- ④ **納税の猶予の相談** 問合せ) 税務課 ☎ 23-1118 FAX 23-1441
・2月以降の任意の期間（1か月以上）に収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した方
・無担保かつ延滞金なしで最長1年間納税の猶予
・個人、事業者（個人事業主を含む）共に対象
・納期限までに申請

※電気代・ガス代・携帯電話料金・インターネット料金などの支払猶予措置は、それぞれの事業者へお問合せ下さい。

その他

⑤ 雇用調整助成金制度説明会・個別相談会（参加無料）

問合せ) 豊岡商工会議所 ☎ 22-4456 FAX 24-3180 豊岡市商工会 ☎ 42-4751 FAX 42-4350

- ・社会保険労務士による雇用調整助成金の制度説明・個別相談
- ・参加費は無料
- ・商工会議所・商工会の会員・非会員に関わらず参加可能
- ・詳細は豊岡商工会議所、豊岡市商工会のホームページ又は電話問合せ

詐欺にご注意ください

問合せ) 豊岡市消費生活センター ☎ 21-9001 FAX 23-0915

新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には、耳を貸さないようにしましょう。行政機関の職員や行政に委託された業者になりすました怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMS等、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。

留守番電話機能を利用してください

ご自宅に不審な電話がかかっても留守番電話機能を利用してスピーカーから相手の声を聞くことにより、冷静に対応することができます。ご心配の場合は、ご自宅の電話機を留守番電話にしておくことをお勧めします。

不審に思ったり、トラブルにあった場合は、まず家族に相談し、近くの警察や、豊岡市消費生活センターに連絡してください。